平成２４年（フ）第２０号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字松堂259番地３
債務者　千葉　一幸
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１４０号
群馬県高崎市上小鳥町533番地　シルクハイツ206号
債務者　増田　美香
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３４４号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地７―302
債務者　酒井　直子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４９号
埼玉県川越市大字笠幡890番地８
債務者　宮嶋　誠司
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６４号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田1476番地１　クレール一本松205号
債務者　安藤　　充
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６５号
埼玉県所沢市東所沢３丁目２番地の２　ジョイナス205
債務者　星　　由美
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８２号
静岡県田方郡函南町大竹169番地
債務者　古見　惠子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
静岡県富士市石坂135番地の85　コーポ東新Ⅱ―103号、前住所静岡県富士市平垣本町10番26―204号
債務者　西田　洋子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１６号
京都府福知山市篠尾新町２丁目75番地の３
債務者　平山　　守
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
京都府福知山市前田新町171番地　ハイツテンドー105号
債務者　小野塚哲也
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
京都府福知山市篠尾新町１丁目97番地
債務者　太田　瑛爾
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
高知県須崎市大谷1059番地の10
債務者　西村　良一
１　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第３６号
北海道滝川市滝の川町東２丁目13番２―1013号　滝の川団地
債務者　高橋　達子
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
北海道空知郡奈井江町字奈井江761番地57
債務者　横浜かおる
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
群馬県館林市赤土町124―１　サニーハイツ203号室、住民票上の住所栃木県栃木市藤岡町藤岡1874番地２
債務者　坂本　正之
１　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２６５号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目10番11号　グランフォーレⅡ106号、住民票上の住所東京都町田市本町田2524番地１　公社住宅ハ28―511
債務者　大久保美香
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部